

ID: 188

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

<b>処分の概要</b>	一時保育の利用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例 第5条		
<b>例 規 番 号</b>	令和5年条例第19条		
<b>【根拠条文】</b>			
(一時保育の利用料)			
第5条 市立保育所で一時保育を利用した場合に市が徴収する利用料は、1日につき1,800円を限度とする。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文及び名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例施行規則第9条			
(一時保育の利用料)			
第9条 市立保育所で一時保育を利用した場合に市が徴収する利用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。			
(1) 3歳未満児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもをいう。） 一日利用（午前8時30分から午後5時までの利用をいう。以下同じ。）の場合は1,800円とし、午前のみ利用（午前8時30分から午後0時45分までの利用をいう。以下同じ。）の場合は1,000円、午後のみ利用（午後0時45分から午後5時までの利用をいう。以下同じ。）の場合は800円とする。			
(2) 3歳以上児（小学校就学前子どもであって、前号に規定する3歳未満児を除く子どもをいう。） 一日利用の場合1,500円とし、午前のみ利用の場合は800円、午後のみ利用の場合は700円とする。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年8月15日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年7月31日